

独立専用自歩道に関する
調査表記入マニュアル

[C090] 独立専用自歩道

この調査表は、独立専用自歩道に関する基本的データを登録するためのものである。ここで取扱う独立専用自歩道とは、もっぱら歩行者あるいは自転車の通行の用に供するため建設され、独立した路線として認定された自転車歩行者道路を調査する。

(出典：道路施設現況調査提要)

1. 一般的注意事項

データは次の単位で作成する。

- 都道府県市区町村毎とする。 注)
- 路線毎とする。
- 自歩道専用区分毎とする。

注) 市区町村の境界が不明確な場合や市区町村境と管轄境界が一致しない場合には、担当部署や関連する事務所及び出張所間で協議してデータを作成すること。

2. 記入事項

- (1) 工事番号
- (2) 工事区分C
- (3) 施設対応番号
- (C) 地整C
- (D) 事務所C
- (E) 出張所C
- (F) 路線
- (G) 現旧区分C
- (H) 整理番号1
- (I) 整理番号2
- (J) 整理番号3
- (N) 補助番号

上記（１）、（２）、（３）、（Ｃ）、（Ｄ）、（Ｅ）、（Ｆ）、（Ｇ）、（Ｈ）、（Ｉ）、（Ｊ）、（Ｎ）の記入方法については、「道路施設基本データ作成入力書式マニュアル（共通編）」、§1. 共通注意事項」を参照のこと。

（P）市区町村C：◆

該当する区間の市区町村名のコードを記入する。使用するコードは「全国市町村要覧」を参照し、「都道府県市区町村コード」を記入する。

（記入例） 茨城県鹿島郡旭村の場合 ——> コード：08401
（検査数字は含まない）

（R）検査数字：◆

上記の市区町村に対し、「全国市町村要覧」を参照し、コード末尾の□内の数字を記入する。

（S）自歩道専用区分C：◆

自歩道専用区分について、該当するコードを記入する。

区 分	コード
自転車歩行者専用道路	1
自転車専用道路	2
歩行者専用道路	3

（U）百米標自（km）

該当する区間の距離標（百米標）を記入する。記入方法については、「道路施設基本データ作成入力書式マニュアル（共通編）」、§1. 共通注意事項」を参照のこと。

（V）距離自（m）

該当する区間の距離標（百米標）からの距離を記入する。記入方法については、「道路施設基本データ作成入力書式マニュアル（共通編）」、§1. 共通注意事項」を参照のこと。

（W）百米標至（km）

該当する区間の距離標（百米標）を記入する。記入方法については、「道路施設基本データ作成入力書式マニュアル（共通編）」、§1. 共通注意事項」を参照のこと。

（X）距離至（m）

該当する区間の距離標（百米標）からの距離を記入する。記入方法については、「道路施設基本データ作成入力書式マニュアル（共通編）」、§1. 共通注意事項」を参照のこと。

(Y) 道路種別C : ◆

道路種別区分について、該当するコードを記入する。

区 分	コード
高速自動車国道	1
一般国道 指定区間	2
指定区間外	3
主要地方道	4
一般都道府県道	5
市町村道 1級	6
2級	7
その他	8

(AA) 総延長 (m) : ◆

該当する区間の起点から終点までの延長（重用延長、未供用延長および実延長を加えた延長）を記入する。延長は、道路中心線上を測定した延長とする。

(AB) 重用延長 (m) : ◆

道路法第11条第1項から第3項までの規定により、上級の路線に重複している区間の延長を記入する。同一の道路種別の重用延長については、同条を準用し、路線コードの若い番号の路線に重複している区間の延長を記入する。また、道路交差点内においても、これと同様に扱うものとする。該当しない場合は「*」を記入する。

(AC) 未供用延長 (m) : ◆

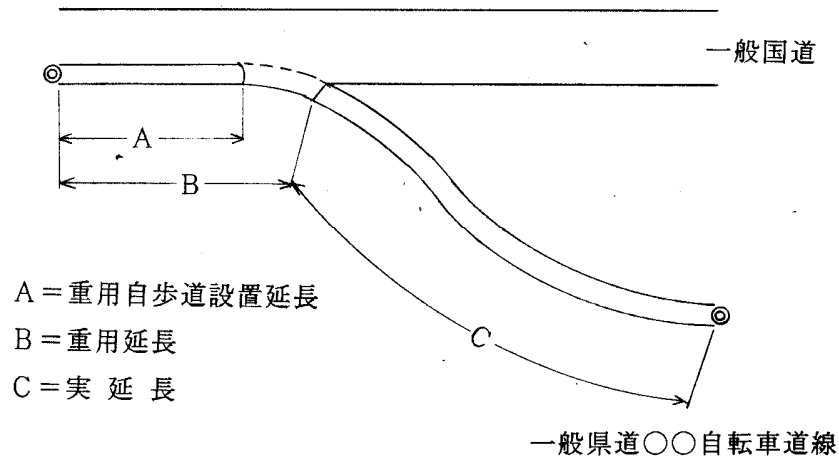
路線の指定および認定の告示がされているが、未だ供用開始の告示がされていない区間の延長について記入する。該当しない場合は「*」を記入する。

(AD) 実延長 (m) : ◆

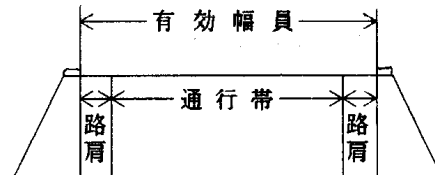
道路法の規定に基づき供用開始の告示がなされている区間のうち、重用区間を除いた区間の延長を記入する。

(AE) 重用自歩道設置延長 (m) : ◆

重用区間において、部分歩道として供用開始されている区間の延長を記入する。該当しない場合は「*」を記入する。



- (AF) 幅員 4 M以上延長 (m) : ◆
- (AG) 幅員 3 M以上延長 (m) : ◆
- (AH) 幅員 2 M以上延長 (m) : ◆
- (AI) 幅員 1 M以上延長 (m) : ◆
- (AJ) 幅員 1 M未満延長 (m) : ◆



上記 (AF) ~ (AJ) については、有効幅員別に対する実延長を記入する。

- (AK) 未舗装道延長 (m) : ◆
- (AL) コンクリート道延長 (m) : ◆
- (AM) アスファルト道延長 (m) : ◆
- (AN) 平板ブロック道延長 (m) : ◆
- (AO) その他舗装道延長 (m) : ◆

上記 (AK) ~ (AO) については、路面別実延長を記入する。

- (AP) 道路部延長 (m) : ◆
- (AQ) 橋梁部延長 (m) : ◆
- (AR) トンネル部延長 (m) : ◆

上記 (AP) ~ (AR) については、該当する区間の実延長を記入する。該当しない項目は ‘*’ を記入する。

- (AS) 道路敷部面積 (㎡) : ◆
- (AT) 有効幅員部面積 (㎡) : ◆
- (AU) 国有地面積 (㎡) : ◆

(AV) 地方公共団体部面積 (㎡) : ◆

上記 (AS) ~ (AV) については、該当する区間の実延長区間における道路面積について記入する。該当しない項目は ‘*’ を記入する。

(AW) 立体交差箇所 J R : ◆

(AX) 立体交差箇所民鉄 : ◆

(AY) 立体交差箇所専用鉄道 : ◆

(AZ) 平面交差箇所 J R : ◆

(BA) 平面交差箇所民鉄 : ◆

(BB) 平面交差箇所専用鉄道 : ◆

上記 (AW) ~ (BB) については、該当する区間の実延長区間における鉄道との交差箇所数を記入する。該当しない項目は ‘*’ を記入する。

(BC) 自地域内橋梁箇所数 : ◆

(BD) 市区町村界橋梁箇所数 : ◆

(BE) 都道府県界橋梁箇所数 : ◆

上記 (BC) ~ (BE) については、該当する区間の実延長区間における橋梁の箇所数を記入する。該当しない項目は ‘*’ を記入する。

(BF) 自地域内トンネル箇所数 : ◆

(BG) 市区町村界トンネル箇所数 : ◆

(BH) 都道府県界トンネル箇所数 : ◆

上記 (BF) ~ (BH) については、該当する区間の実延長区間におけるトンネルの箇所数を記入する。該当しない項目は ‘*’ を記入する。

(BW) 備考 1

特記事項があれば 50 文字以内の日本語で記入する。

(BX) 備考 2

特記事項があれば 50 文字以内の日本語で記入する。

道路施設基本データ作成対象項目一覧表

1/2

C090：独立専用自歩道

項目名	入力書式		CSV作成対象	
	データ表現	単位	全国版 SYOGEN	中国版 SYOGEN_0
工事番号	半角16文字			○
工事区分C	半角1文字			○
施設対応番号	半角16文字			○
地整C	半角2文字			○
事務所C	半角2文字			○
出張所C	半角2文字			○
路線	9999		○	○
現旧区分C	半角1文字		○	○
整理番号1	半角8文字		○	○
整理番号2	半角4文字		○	○
整理番号3	半角4文字		○	○
補助番号	半角2文字		○	○
市区町村C	半角5文字		○	○
検査数字	半角1文字		○	○
自歩道専用区分C	半角1文字		○	○
百米標自	999.9	k m	○	○
距離自	9999	m	○	○
百米標至	999.9	k m	○	○
距離至	9999	m	○	○
道路種別C	半角1文字		○	○
総延長	99999	m	○	○
重用延長	99999	m	○	○
未供用延長	99999	m	○	○
実延長	99999	m	○	○
重用自歩道設置延長	99999	m	○	○
幅員4M以上延長	99999	m	○	○
幅員3M以上延長	99999	m	○	○
幅員2M以上延長	99999	m	○	○
幅員1M以上延長	99999	m	○	○
幅員1M未満延長	99999	m	○	○
未舗装道延長	99999	m	○	○
コンクリート道延長	99999	m	○	○
アスファルト道延長	99999	m	○	○
平板ブロック道延長	99999	m	○	○
その他舗装道延長	99999	m	○	○
道路部延長	99999	m	○	○

※データ部記入内容詳細については、別途「道路施設基本データ作成入力書式マニュアル」参照

道路施設基本データ作成対象項目一覧表

C090：独立専用自歩道

項目名	入力書式		CSV作成対象	
	データ表現	単位	全国版 SYOGEN	中国版 SYOGEN_0
橋梁部延長	99999	m	○	○
トンネル部延長	99999	m	○	○
道路敷部面積	999999	m ²	○	○
有効幅員部面積	999999	m ²	○	○
国有地面積	999999	m ²	○	○
地方公共団体部面積	999999	m ²	○	○
立体交差箇所J R	9		○	○
立体交差箇所民鉄	9		○	○
立体交差箇所専用鉄道	9		○	○
平面交差箇所J R	9		○	○
平面交差箇所民鉄	9		○	○
平面交差箇所専用鉄道	9		○	○
自地域内橋梁箇所数	9		○	○
市区町村界橋梁箇所数	9		○	○
都道府県界橋梁箇所数	9		○	○
自地域内トンネル箇所数	9		○	○
市区町村界トンネル箇所数	9		○	○
都道府県界トンネル箇所数	9		○	○
備考1	全角50文字			○
備考2	全角50文字			○

※データ部記入内容詳細については、別途「道路施設基本データ作成入力書式マニュアル」参照